

# 秋田県糖尿病療養指導士制度要綱

## 第1章 総則

### (目的)

#### 第1条

この制度は、主に秋田県で糖尿病診療に携わる医療従事者、糖尿病のある人及び家族に対して、糖尿病診療に関する正しい知識の普及・啓発等に関する事業を行い、もって保健・医療・福祉の増進に寄与するために、秋田県糖尿病療養指導士を育成することを目的とする。

### (認定)

#### 第2条

秋田県糖尿病療養指導士は、特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が認定する資格である。

## 第2章 秋田県糖尿病療養指導士

### (略称)

#### 第3条

秋田県糖尿病療養指導士の略称は、「CDE -AKITA」とする。

### (条件)

#### 第4条

秋田県糖尿病療養指導士の資格は、特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が開催する秋田県糖尿病療養指導士認定研修会を受講し、更に認定試験に合格することにより与えられる。

但し、日本糖尿病療養指導士、糖尿病看護認定看護師、または日本糖尿病協会に団体認定されている地域糖尿病療養指導士の資格を有する者はこの限りではなく、申請のみで資格を与えられる。

## 第5条

認定試験を受験する者は、次の条件を満たすことを要する。

- ①秋田県内に勤務していること
  - ②医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、臨床心理士、その他特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が認める医療・介護等に関する認定資格を有していること
  - ③上記②の資格取得後、1年以上（過去10年以内）の業務経験を有していること
  - ④秋田県糖尿病療養指導士認定研修会を全て受講したことが確認できる「受講修了証」を取得していること
  - ⑤日本糖尿病協会の会員であること、または会員取得を予定していること
- \*受講票の研修番号全てに修了印が押印されたものを受講修了証として扱う。
- \*認定研修会は、原則として1年で全て受講することとする。ただし、不測の事態を考慮して受講票の有効期限は4年間（申込年、翌年、翌々年、3年後）とする。
- \*受講修了証の有効期限は4年間（申込年、翌年、翌々年、3年後）とする。

(認定試験)

## 第6条

認定試験は年1回とし、試験問題は特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が作成する。

出題範囲

- ①秋田県糖尿病療養指導士認定研修会での講義内容および資料
- ②その他糖尿病療養指導に関する基礎的事項

出題形式

多肢選択客観試験

(認定証)

## 第7条

前述の第4条の条件を満たし、日本糖尿病協会の会員を取得した者は、特定非

営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会から認定証が交付される。

(更新)

#### 第8条

認定は5年毎に更新を要する。

更新の条件として、特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が認める講演会、研修会、学会等への参加による研修単位を、5年間で20単位以上取得していること。その他、特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が必要に応じ提示する条件を満たしていること。

但し、更新時点で日本糖尿病療養指導士または糖尿病看護認定看護師の資格を有する者はこの限りでない。

#### 第9条

認定の更新は、秋田県糖尿病療養指導士認定更新申請書の提出により、特定非営利活動法人秋田県糖尿病対策推進協議会が適否を判断する。更新が認められた者には、改めて認定証が交付される。

附則

- ・本要綱は、令和5年3月25日より施行する。

平成23年4月1日一部改定  
平成30年5月28日一部改定  
令和5年3月25日一部改定